

## 西東京市省エネルギー設備設置助成金交付要綱

### 第1 目的

この要綱は、新たな省エネルギー設備に取替えを行う者に対し、その設置に要する費用の一部を西東京市（以下「市」という。）が助成することにより、省エネルギー設備の普及を促進し、もって地球温暖化対策に寄与することを目的とする。

### 第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネルギー設備 環境負荷を低減するために、エネルギー使用の合理化を図る器具又は機器をいう。
- (2) 中小企業者等 市内に本支店又は事業所が登記又は登録されている法人及び個人事業主であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者その他市長がこれに準ずると認めるものをいう。
- (3) 工事費用 省エネルギー設備の購入を含む設置工事に要する費用を合計した額をいう。
- (4) 集合住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、共同住宅又は長屋の用途に供するものをいう。
- (5) 管理組合等 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人及び同法第25条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）の規定により選任された管理者をいう。
- (6) 共用部分等 建物の区分所有等に関する法律第2条第4項に規定する共有部分又は賃貸住宅の居住用部分以外で居住者全員若しくはその一部の共用に供されるべき建物の部分をいう。

### 第3 助成対象者及び助成対象設備

西東京市省エネルギー設備設置助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）及び助成金の交付の対象となる省エネルギー設備（以下「対象設備」という。）は、別表に定めるとおりとする。

### 第4 助成金の交付額

助成金の交付の額は、予算の範囲内とし、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### 第5 助成金の交付の制限

助成金の交付は、対象設備のうちいずれか1種類とし、同一の住宅等につき1回に限り行うものとする。

### 第6 助成金の交付の申請

助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象設備の設置工事の着手前に、省エネルギー設備設置助成金に係る申請書に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置に係る工事費用の見積書及びその内訳書の写し
  - (2) 対象設備の要件を満たしていることが確認できるもの（第三者機関が測定した証明書、パンフレット等）
  - (3) 対象設備の設置予定箇所や規模等を示す写真又は図面等
  - (4) 節水節湯水栓を設置する場合にあっては、助成金の交付を受けようとする者の住民票の写し
  - (5) 直管型LED照明器具を設置する場合にあっては、現に設置されている照明器具と比較して省エネルギー性能が高いことを証する書類
  - (6) 納税に関する書類
    - ア 助成金の交付を受けようとする者が個人の場合にあっては、その者の助成金の交付を受けようとする年度の前年度分の住民税を滞納していないことを証する書類
    - イ 助成金の交付を受けようとする者が法人の場合にあっては、その者の助成金の交付を受けようとする年度の前年度分の法人住民税を滞納していないことを証する書類
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の書類により証明すべき事由を公簿等により確認することができるとき（本人の同意がある場合に限る。）は、当該書類の提出を省略することができる。

## 第7 助成金の交付の決定

市長は、第6に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付の決定を行い、助成金の交付に係る決定通知書により、不適当と認めるときは助成金の不交付に係る決定通知書により申請者に通知する。

## 第8 助成の条件

市長は、第7に規定する助成金の交付の決定をする場合において、第1に規定する目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

## 第9 助成金の交付申請の変更

第7の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、対象設備の工事内容等に変更が生じた場合は、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、交付決定者は、第6に掲げる書類のうち市長が指示するものを添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、対象設備の工事内容等の変更について適当と認めた場合は、この旨を申請者に通知するものとする。

## 第10 実績報告

交付決定者は、対象設備の設置が完了したときは、速やかに実績報告書兼請求書

に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置工事に係る領収書の写し
- (2) 対象設備の設置状況を示す写真
- (3) 既設の直管型蛍光灯ランプから直管型LEDランプへの交換（配線工事を伴う交換を含む。）の場合にあつては、その安全性を証する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

#### 第11 助成金の額の確定及び交付

市長は、第10の規定により実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の実績報告を受けた後速やかに助成金の額の確定通知書により、当該助成事業者に通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により交付すべき助成金の額を確定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

#### 第12 財産処分の制限

交付決定者は、対象設備を助成金の交付の決定の日から5年を経過するまでの間は、市長の承認を受けずに第1に規定する目的又は第8の規定により付した条件に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

#### 第13 交付の決定の取消し

市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、書面により交付決定者に通知する。

#### 第14 助成金の返還

市長は、第13第1項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金を交付しているときは、書面により当該助成金の返還を命ずることができる。

- 2 交付決定者は、前項に規定する命令を受けたときは、市長が指定する期限内に、助成金を市長に返還しなければならない。

#### 第15 対象設備の適正管理義務

交付決定者は、対象設備の適切な維持管理に努めなければならない。

#### 第16 調査等

市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、対象設備の設置の状況、稼動状況等について、施工現場等において調査する

ことができる。

- 2 市長は、交付決定者に対し、設置した設備の稼働状況、設置効果等を把握するために必要な事項について、報告を求めることができる。

#### 第17 その他

助成金の交付に関し必要な事項は、西東京市補助金等交付規則（平成13年西東京市規則第57号）に定めるもののほか、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 別表（第3、第4関係）

助成対象者	対象設備	対象設備の要件	助成金の額
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民基本台帳に記録されている者で、自らの居住の用に供する住宅（賃貸住宅又は使用貸借住宅の場合にあっては、当該住宅の所有者から対象設備を設置することについて同意を得ているものに限る。）に対象設備を設置し、使用しようとするもの（助成金の交付を受けようとする年度の前年度分の住民税を滞納していないものに限る。）	節水節湯水栓	エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「住宅・建築物の省エネ基準」又は「住宅事業建築主の判断の基準」を満たさない既設の水栓を当該基準を満たす水栓（節湯A1・節湯B1・節湯C1、節湯A・節湯B・節湯ABの表示がされているものに限る。）に取り替えること。	工事費用の2分の1とし、5万円を上限とする。
市内に集合住宅を有する個人又は管理組合等で、共用部分等に対象設備を設置し、使用しようとするもの（助成金の交付を受けようとする年度の前年度分の住民税又は法人住民税を滞納していないものに限る。）	直管型LED照明器具	集合住宅の共用部分等に設置されている直管型蛍光灯照明器具の全体（ランプその他の部品で一体として構成される器具の全ての部分をいう。以下同じ。）を直管型LED照明器具（既設の直管型蛍光灯照明器具に比較し、省エネルギー効果が高いものに限る。）の器具全体に取り替えること。	工事費用の2分の1とし、15万円を上限とする。
中小企業者等で、当該事業所（賃貸建築物又	節水型トイレ	既設のトイレを節水型トイレ（JIS規格A	工事費用の2分の1とし、

<p>は使用賃貸借建築物の場合にあっては、当該建築物の所有者から対象設備を設置することについて同意を得ているものに限る。) に対象設備を設置しようとするもの(助成金の交付を受けようとする年度の前年度分の住民税又は法人住民税を滞納していないものに限る。)</p>		<p>5207の「節水Ⅱ形大便器」の認証を受けているもの又はこれと同等の性能を有することが証明されているものに限る。) に取り替えること。</p>	<p>10万円を上限とする。</p>
--	--	---	--------------------